

大規模な地震等による大災害に際して、生徒の生命の安全確保を重点目標とし、教職員として共通認識をもって行動することで混乱を防止し、被害を最小限に食い止める。浅間山の火山活動、風水害、火災等もこれに準じる。

大規模地震災害発生時の行動基準

「安全な場所に身を置き、頭を守り、数分間地震活動が治まるのを待つ」

1 登校途中・帰宅途中の発生

- ・通学路途中の生徒は帰宅するが、学校近くの場合は無理に帰宅せず安全に配慮して登校する。
- ・在校中の生徒は落ち着いて待機し、非常放送の指示に従う。

2 授業中の発生（休み時間等も同様の行動）

- ・生徒の身の安全を最優先に対応する。
- ・生徒及び職員は非常放送が入るまで安全に配慮しその場での待機を基本とする。
- ・授業を一時中止し、教室で待機する。職員は状況により、「机の下にもぐる」等の指示をする。
- ・落下物（天井、蛍光灯等）や転倒物（ロッカー・棚等）に注意。
- ・窓ガラス等の破損による負傷の防止。
- ・ストーブ火災、やけど等に注意。
- ・生徒及び職員は非常放送の指示に従い行動する。

原則は、地震が治まるのを待って、安全に配慮し職員の誘導にしたがいグラウンドに集合、点呼・確認する。

【在校生徒状況の把握、室内の転倒防止、より安全な避難経路、火災予防、飲料水確保、非常持ち出しの確認】

3 休日および夜間等

- ・生徒、職員ともに自宅又は安全な場所で待機。
- ・職員は可能であれば出校、対応検討、安全確認および必要な指示伝達・連絡を行う。

4 留意事項

- ・正確な情報にもとづく迅速・適切な判断、各家庭・保護者との確実な連絡経路の確保。
- ・学校公式ホームページ、オクレンジャー等緊急連絡網の利用。
ツイッター、伝言ダイヤル等の利用。
- ・帰宅手段は確保できるか。帰宅させることが生徒の安全確保になるかどうかの判断。
各家庭・保護者との連絡・安全に帰宅できたことの確認。
- ・学校に待機、滞在を必要とするかの判断、保護者との連絡・・・名簿の作成等
- ・本校と本校グラウンドは、南大井地区の指定避難場所。

◎職員の安全確認・連絡、可能なかぎり職員は出校、状況を見て職員会を開く。

5 学校の再開について

生徒は、大規模地震が起きた場合は、学校から連絡があるまで自宅（避難所等）で待機する。交通機関等の状況により、安全に登校できないと判断される場合、安全が確認されるまで自宅（避難所等）で待機する。